

栃木市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成27年10月29日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成27年10月6日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
栃木市国際交流協会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市国際交流協会は、市民による参加交流を基礎とした国際交流事業を行い、市民の国際感覚の醸成、国際理解の増進及び国際友好親善の促進を図ることにより、多文化が共生できる地域社会の実現を目指した団体である。(平成2年4月16日設立)

1市3町の合併以前は、栃木、大平、都賀のそれぞれの地域において、国際交流事業が展開されていたが、合併後、新たな栃木市として国際交流を推進していくため、平成24年6月に栃木地域、大平藤岡地域、都賀西方地域の3つの地域委員会からなる新栃木市国際交流協会が設立された。また、平成26年5月には岩舟地域が大平藤岡地域委員会に編入された。

平成26年度においては、在住外国人共生推進事業として日本語教室の開催や外国人の相談窓口の開設、日本語スピーチコンテストの開催、多種に亘る在住外国人交流活動を実施、また、交流事業として金華市小学生交流団の受け入れやエバンズビル市との交流、その他外国からの訪問団等の交流、さらには多様な外国語を扱った語学講座研修会の開催や国際交流のつどいの開催などの交流イベント事業、国際理解講座への外国人講師派遣や国際交流ボランティア活動等多彩な事業を展開しており、市民の国際相互理解や友好交流の向上に重要な役割を果たしている。

(2) 会計経理について

平成26年度における市からの補助金(12,326,000円)は、栃木市の国際相互理解、友好交流及び多文化共生の促進を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、外国人相談窓口開設費、金華市友好訪問団受入費、交流イベント事業費、小中学生海外派遣事業費、語学講座開催費等、目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていたが、決算書に基金の内訳や残高を記載することが望ましい旨を口頭指導した。

<平成26年度決算状況>

収 入	20,618,040円
支 出	15,923,700円
差引残額	4,694,340円

(3) 要望事項について

総合政策課においては、補助事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って十分な効果を発揮しているかどうかを判断することが必要であり、補助金の使途については市民への透明性を確保するためにも引

引き続き適正な執行確認を実施するよう要望する。

当協会においては、国際交流に関わる様々な事業を多彩に発展させながら実施されており、その取り組みは高く評価される。補助金の執行においては、目的に沿った適正な執行に努め、さらに効率的な運用により経費の節減に努めていただきたい。

今後は、国際色豊かな栃木市の発展のため、引き続き国際交流事業の推進に寄与していただくことを要望する。